

高 齡 第 289 号
令和8年5月15日

介護福祉士養成施設の長 様
実務者養成施設の長 様
登録研修機関の長 様
登録喀痰吸引等事業者の長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）に係る
研修の一部履修免除の取扱方針について（通知）**

本県の高齢者保健福祉行政の推進について、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、「喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）に係る研修の一部履修免除の取扱方針について」（平成25年8月1日付け高齢第512号）により取扱いを定めているところですが、令和8年7月1日より別紙のとおり取扱うこととしましたので通知します。

なお、上記通知については、令和8年6月30日をもって廃止します。

担 当：福祉保健部高齢福祉保健課 介護人材確保係 田中
電 話：025-280-5272（直通）
F A X：025-280-5229
E-mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

別 紙

喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）に係る
研修の一部履修免除の取扱方針

令和8年7月1日

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

介護福祉士養成施設等において医療的ケアの科目を履修した者（一部科目を対面の講義形式以外で履修した者を含む。）は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日付け社援発1111第1号）第5の2(4)に規定する「喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合」に該当するものとして、喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の一部を履修したものとして取り扱うものとする。

ただし、登録研修機関が受講者の状況（受講者や所属施設からの要望、医療的ケア履修後の経過年数等）に基づき、補講を受講する必要があると認める場合には、適宜補講を受講の上、実地研修を行うことも可能とする。

なお、登録喀痰吸引等事業者が実施する実地研修についても、上記と同様の取扱いとするが、補講の受講にあたっては、登録研修機関において受講する必要があることに留意すること。

[参 考]

<取扱いの変更点>

項目	変更後 (本通知)	変更前 (平成 25 年 8 月 1 日付け高齢第 512 号)
履修免除の決定主体	県 (登録研修機関・登録喀痰吸引等事業者)	県
補講の取扱い	一律の補講は要しないが、受講者の状況（受講者や所属施設からの要望、医療的ケア履修後の経過年数等）に基づき、補講を受講する必要があると認める場合には、補講を実施することも可能。	介護福祉士養成施設等において医療的ケアの科目を履修した者のうち、「高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説」及び「高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説」の 2 科目（各 8 時間、計 16 時間）を対面の講義形式以外で履修した者は、登録研修機関が行う研修において当該科目について補講を受ける。

<取扱いの変更理由>

- 「喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて」（令和 7 年 7 月 14 日付け国事務連絡）において、基本研修（講義）については、教育内容が担保できることを前提として、インターネット等を活用して実施可能であるとされているため。
- 喀痰吸引等研修の受講生及び受講生所属施設、各養成施設、各登録研修機関の負担軽減を図るため。